

【豊能町既存民間建築物耐震診断補助金交付】

補助金交付申請から交付までの流れ

申請者	事前確認	下記の項目をチェックし、全ての項目に該当するか確認してください。
-----	------	----------------------------------



- ☐ 対象建築物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に適法に建築された木造一戸建て住宅である。
- ☐ 現に居住している、又はこれから居住するものである。
- ☐ 申請者と対象建築物の所有者は同一の者である。

※一つでも該当しない項目がある場合は補助を受けることができません。

申請者	提出	下記の書類を担当窓口まで提出してください。
-----	----	-----------------------

※耐震診断技術者の紹介を希望する場合は、木造住宅耐震診断技術者紹介依頼書（様式第 2 号）を申請前に提出してください。



（申請に必ず必要となる書類）

- ☐ 豊能町既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ☐ 位置図（A 4 サイズ） ※地区の種類等は問わないが、ある程度の位置関係のわかるもの。
- ☐ 対象建築物の建築確認済証または検査済証の写し、または建築年月日が確認できる書類
- ☐ 申請者が対象建築物の所有者であることを証明する書類（登記事項証明書・納税通知書 等）
- ☐ 耐震診断を行う耐震診断技術者の有する耐震診断講習会の修了書、または修了者名簿の写し
- ☐ 耐震診断に係る見積り明細書

（該当する場合に必要な書類）

- ☐ 町長が必要と認め、担当課より提出を求める書類
- ☐ 対象建築物の所有者と居住者又は土地所有者が異なる場合、それら利害関係者からの同意書（様式第 3 号）
- ☐ 対象建築物に申請者以外の共同名義人がいる場合、全ての共同名義人が署名した同意書（様式第 4 号）
- ☐ 今回の耐震診断補助金交付申請に係る手続きを代理人に委任する場合の委任状（任意様式・A 4 サイズ）

豊能町による書類審査を経て、豊能町既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知が送付されます。



※審査の結果、不交付決定通知書が送付された場合は補助金の交付は受けられません。

申請者	診断着手	交付決定を受け取った日から 90 日以内に診断に着手してください。
-----	------	-----------------------------------



（着手後に提出）※着手したら下記の書類を担当課まで提出して下さい。

- ☐ 豊能町既存民間建築物耐震診断着手届（様式第 7 号）

（変更・中止する場合に提出）

- ☐ 豊能町既存民間建築物耐震診断補助金交付申請変更・中止届（様式第 8 号）

P2 へ

P1 より



申請者	結果報告	耐震診断を完了したら診断結果を報告してください。
-----	------	--------------------------

(必ず提出) ※書類に不備等があれば交付決定が取り消されますのでご注意ください。

- ☐ 豊能町既存民間建築物耐震診断報告書 (様式第 9 号)
- ☐ 耐震診断の結果報告書 (評点・申請者名・耐震診断技術者の氏名・日付記載のもの) (任意様式)
- ☐ 耐震診断に要した費用の請求書 (内訳が記載されたもの)
- ☐ 耐震診断に要した費用の領収書の写し

※補助金の代理受領申請を行う場合は、申請者が業者に支払った金額が記載されたもの。

※代理受領申請については、下記をご参照下さい。

- ☐ その他、町長が必要と認める書類で、担当課より提出を求める書類

豊能町による審査を経て、豊能町既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知が送付されます。
--



※審査の結果、交付決定取消し通知書が送付された場合は補助金の交付は受けられません。

申請者または代理受領者	補助金交付請求	交付額確定通知を受け取ったら請求してください。
-------------	---------	-------------------------

＜重要＞請求書の提出期限は 2 月末日までです。期限を過ぎると交付が取り消されます。

(申請者が受領する場合に提出)

- ☐ 豊能町既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書 (申請者用) (様式第 1 1 号)

(補助金の代理受領申請をする場合は、以下の書類を提出)

- ☐ 補助金の代理受領に係る委任状・同意書 (様式第 1 2 号)
- ☐ 豊能町既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書 (代理受領者用) (様式第 1 3 号)

豊能町より請求書に記載された口座へ補助金を振り込みます。

＜補助金交付の取り消しや交付後の補助金の返還について＞

不正行為や要綱違反など、要綱第 17 条第 1 項に該当することが判明した場合は、規定のとおり、申請者に取消しを通知し、補助金交付後の場合は返還を命じることになります。

＜補助金の代理受領申請について＞

補助金の代理受領申請とは、補助金の請求を耐震診断技術者 (事業者) に委任することです。

通常、申請者は費用の全額を診断技術者 (事業者) に支払い、後から補助金を受け取ります。

一方、代理受領を利用すると、申請者は補助額を差し引いた金額のみ診断技術者 (事業者) に支払い、耐震診断技術者 (事業者) は町から直接補助金を受け取ることとなるので、申請者の費用の支払いに関する負担を軽減することができます。

ただし、代理受領を利用する場合は、診断技術者 (事業者) の同意が必要となります。